

平成21年（行コ）第269号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 柏村忠志 外19名

被控訴人 茨城県知事 外1名

控訴人の立証の骨子について

2013年（平成25年）2月13日

東京高等裁判所 第10民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一
外

第1 人証

1 治水関係

(1) 新潟大学名誉教授

大熊 孝（同行，主尋問2時間）

立証趣旨

ア 昭和55年に策定された利根川水系工事実施基本方針や、平成18年2月に策定された利根川水系河川整備基本本方針における利根川の基本高水のピーク流量毎秒2万2000m³という値は、カスリーン台風洪水での基準点八斗島地点毎秒1万7000m³とされる実績流量に加え、同地点上流域ではピーク流量の換算で毎秒5000m³に当たる大氾濫があったことが前提として算定された計算流量である。

イ 国土交通省は、これまでの整備計画等における策定経緯の中で、「上流部には相当の氾濫があった」としながらも、公式には氾濫流量は説明してこなかった。しかし、大氾濫がなければ「八斗島地点毎秒2万2000m³」

の計算は成り立たない関係にあるところから、国土交通省は、日本学術会議への基本高水の検証依頼に際しては、同台風洪水時、上流域には3900万～7000万 m^3 の大氾濫があったとする氾濫計算報告書(甲B158)を提出した。しかし、日本学術会議の「回答」(甲B147)では、これへの評価は何の言及もされなかった。これは、国土交通省の報告が評価に耐え難い作品であったことを示すものということになる。

ウ 大熊孝新潟大学名誉教授は、カスリーン台風洪水の八斗島到達流量は毎秒1万5000 m^3 台であるとし、上流での氾濫量は大目に見てせいぜい1000万 m^3 にとどまるとしている(甲B161の1 大熊意見書5頁)。

エ 大熊教授は、氾濫計算報告書(甲B158)の評価を行うについて、新たな現地調査も加えて、洪水は高崎市の台地や上信鉄道の西側の丘陵にまで上ることはないと言明し、意見書で厳しく批判された。一方、学術会議は、その後、「データがない中では議論は不可能」(甲B162, 15頁「論点11」、甲B163議事録23頁)と、同報告書に対する評価を行ったが、氾濫の事実そのものを否定したのか、判断のあいまいさが残る。この氾濫問題は「八斗島地点毎秒2万2000 m^3 」の根底にある問題であり、カスリーン台風時の状況を最もよく知り、国交省の氾濫計算報告書を詳細に点検された、学術会議にも利根川の研究者として招請された大熊教授の証言によって決着を図ることが最善の方策である。

オ また、国土交通省のいう「氾濫」と日本学術会議のいう「河道域の拡大と河道貯留」の効果とは、どのように異なるのか。そして、洪水の実証的な究明による流量と計算流量とが大きく異なった場合に、この乖離を埋めるにはどのような方策を採るべきなのか。これを学術会議は尽くしたと言えるか。これらについても所見を求めたいと考えている。

(2) 国土交通省関東地方整備局 河川部長

山田 邦博 (呼出, 主尋問3時間)

立証事項

ア 平成22年10月22日馬淵澄夫国土交通大臣(当時)は、記者会見に

において平成18年2月の利根川水系整備基本方針におけるピーク流量の策定作業は「2万2000トンありき」の検証であったと言明した。しかし、「2万2000トンありき」は、昭和55年12月策定の「利根川水系工事实施基本計画」から始まっていたのである。そのため、当時の建設省は、その虚構を覆い隠すために、カスリーン台風時のピーク流量は毎秒1万7000m³であったと水増しをして、今でもカスリーン台風並の台風が再来すれば毎秒2万2000m³の洪水が襲うと虚偽宣伝を続けている。ところが、国土交通省は、外部の者が流出計算を行うのに必要な流域分割図を不開示情報とするだけでなく、裁判所の調査嘱託に対して虚偽回答を行ってモいる。本審においてはこの事実を国土交通省に質す必要がある。

イ また、国土交通省は、流域の群馬県外からの訴訟事項についての照会に対して、「八斗島地点毎秒2万2000m³」への改訂理由について、カスリーン台風時の上流の氾濫を理由としたり（甲20）、あるいは将来の河川改修を見越しての改修計画であった（甲90）などと苦し紛れの弁解に終始している。この点についても担当責任者に問いただす必要がある。

ウ 以上のことから、「八斗島地点毎秒2万2000m³」という基本高水のピーク流量がどのような条件の下で設定されたか、このことを国民や本件訴訟の関係者にどのように説明してきたのか、これまで明らかになっている虚偽報告や虚偽説明はどうして生じたのか等について立証する。

(3) 国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課長

荒川 泰二 （呼出、主尋問90分）

立証事項

ア ハッ場ダムの洪水調節効果が減衰するので、茨城県には「著しい利益」が存しないことを立証する。

イ すなわち、平成22年10月から、国土交通省関東地方整備局によりハッ場ダム事業の検証が行われた。この検証では治水に関して様々な計算が行われたので、その計算の元になった資料の開示を求めたところ平成24年5月になってようやく元資料である委託調査報告書「H23 利根川上流

はん濫解析及び被害軽減方策検討業務報告書，平成 24 年 3 月，パシフィックコンサルタンツ株式会社」（甲 55）が開示された。これによれば八ッ場ダムの治水効果は，利根川の取手付近下流や江戸川では渡瀬川合流点より上流と比べて 1/10 程度にまで落ち込んでおり，下流に行くほど顕著に減衰する結果が得られているのである。それにもかかわらず国は，利根川下流に位置する茨城県に「著しい利益」があることを前提に建設負担金の納付を命じている。

従って，同証人に対して，上記報告書の作成経緯とその結果について確認するとともに，この調査結果からどのような理由で茨城県に「著しい利益」があると判断したのか尋問をしてその判断に根拠がないことを立証する。

(4) 茨城県土木部長

小野寺 誠 一（呼出，主尋問 90 分）

立証趣旨

ア 証人は，現在，茨城県土木部長の職にあり，茨城県の河川行政全般を総括する責任者である。

イ 被控訴人は，八ッ場ダム建設事業の治水に係る費用の負担金は，国土交通大臣が行う河川の管理により，同法 60 条 1 項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合に，当該利益を受ける都府県に負担させるものであるが（同法 63 条 1 項），当該都府県が著しく利益を受けるか否かは，国土交通大臣に判断権限があり，都府県に判断権限はないとし，被告茨城県知事は，国土交通大臣のなした納付命令を是正する権限を有していないのであるから，被告茨城県知事には，上記納付命令を前提として，これに伴う所要の財務会計上の措置を採るべき義務があると主張している。

しかしながら，国土交通大臣から河川法に基づく治水負担金の納付通知が来るのは，各都府県が河川法第 63 条に基づく費用負担および八ッ場ダムの治水分の費用負担について同意の意見を述べているからであって，この

費用負担は、国土交通大臣の一方的な判断で決められたものではない。そして、河川法第63条などに基づく「国が都県の意見を聞く」は協議と同じ意味と解されることは、国会の質疑でも明らかにされているところである（甲B35号証）。

茨城県においては、当然、本件ハツ場ダム建設により、「著しく利益を受ける」かどうかを検討判断したうえで、上記の各意見を述べているはずであり、その検討判断をした担当部局が、河川部である。しかし、被控訴人は、茨城県内部の上記検討内容について、未だ全く明らかにしていない。

ウ さらに、国土交通大臣が、ハツ場ダムに関する治水負担金を茨城県に負担させることができるのは、河川法63条1項に基づき、ハツ場ダム建設によって、茨城県が「著しく利益を受ける場合」に限られ、その費用負担額は、その「受益の限度」に限られる。

ところが、控訴人らが既に主張しているとおり、茨城県を含む流域各都県には、ハツ場ダムの建設による著しい治水上の利益がない。

従って、被控訴人茨城県知事には、河川法63条に違反する大臣の納付命令に拘束されることはなく、むしろ、地方財政法25条3項に基づき、茨城県には何らの利益もない巨額のハツ場ダム建設負担金の支払を拒否すべき義務がある。

この支払拒否権を行使しないままに、大臣の納付命令に応じて、漫然と支出決定を行うことは、地方財政法4条に違反する行為であり、従って、財務会計法規上の義務（地方自治法138条の2に規定する誠実執行義務）違反にあたる。

そこで、大臣からの納付命令に対して、茨城県が、これに応じて支出を決定した際に、茨城県内部において、当該納付命令が、河川法63条の要件を充足しているか否かについて、いかなる検討判断をしたのかが明らかにされなければならない。

エ さらに、国土交通省関東地方整備局が作成・提出した「ハツ場ダム検証

報告」(甲B54)によれば、八ッ場ダムの洪水調節効果は下流に行くほど減衰し、茨城県にとっては、効果が乏しいことが示されている。同検証報告を受けても、茨城県が従前の判断を改めない理由は何か、その詳細を確認する必要がある。

以上から、同証人をもって、負担金額が著しく増額することとなる計画変更等に対する茨城県の意見や、大臣からの納付命令に対する茨城県の対応方針を決定する際の、茨城県内部における検討判断の内容等を明らかにし、本件八ッ場ダムによって茨城県が著しい利益を受けることがないことについて立証する。

(5) 東京大学工学系研究科

小池俊雄 (呼出, 主尋問2時間)

立証趣旨

ア 証人は、日本学術会議の土木工学・建築学委員会 河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会の委員長の職にある。

イ 日本学術会議は、平成23年1月、国交省河川局長から利根川水系の基本高水の検証の依頼を受けた。同学術会議は、以来、これに対する検討作業を行い、同年9月1日、「回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」(甲B第147号証)を公表した。この検証作業は、平成22年11月5日の記者会見において、馬淵澄夫国土交通大臣(当時)が、平成17年度の「利根川水系河川整備基本方針」における基本高水の検証は「22,000トンありき」の検証であったと公表したことから始まったものである。

ウ 学術会議の「回答」では、利根川の基本高水のピーク流量は毎秒2万1100m³とするものであったが、「回答」が導いた結論とその判断過程には、科学的検証というには様々の大きな問題が積み残されていた。

カスリーン台風洪水の八斗島地点における実績流量は、国交省の公式見解では毎秒1万7000m³であるとされているが、学術会議はこの値については何らの検証も行わなかった。国土交通省の報告を鵜呑みにしたので

ある。そして流出計算上でも、また実績流量の点からも何も検証を行わなかった。

そして、基本高水のピーク流量の検証においては、実績流量に基づく検証結果のある毎秒1万 m^3 以下の洪水から導かれたデータ（飽和雨量、K、pなど）を用いて、毎秒2万 m^3 を越すレベルの洪水の再現計算を行い、ピーク流量は毎秒2万1100 m^3 としたのであるが、こうした計算技法は、世界的にも未確認の手法のものであった。

エ しかも、その計算技法は、中規模洪水で得られたパラメーターを用いて大規模洪水の流出計算を行うと過大な値が出るとの致命的な欠陥を持つ計算技法なのである。そしてしかも、流出計算で採用した降雨の河道への流出率のデータは利根川上流域の森林土壌の貯留能力を反映せず、実績よりも流出が高く出るデータを用いて得た計算結果なのである。そのため、その計算流量（毎秒2万1100 m^3 ）とカスリーン台風洪水との実績流量とは大きく乖離することとなり、学術会議自身その説明に窮しているという状況にある。

オ その上、このカスリーン台風時の実績流量とされる毎秒1万7000 m^3 は、昭和24年の「改修改定計画」の目標流量なのであるから、事実を直視すればさらに低減することは自明なのであり、そうなれば、益々乖離は増大し、計算精度は更に低下するに至るのである。

従って、証人に以上の事実を確認する必要がある。

2 利水関係

(1) 嶋津暉之（同行、主尋問90分）

立証趣旨

同人は原審でも証言しているが、原判決以後、茨城県において新たな人口統計が出されており、これによると将来これまでの予測以上に水余りの状況になることが明らかである。こうした点を中心に、茨城県の水需要予測が益々実際の需要と乖離しており、八ッ場ダムによる水資源開発が必要ないことが明白になっていることを立証する。

(2) 古 沢 喜 幸 (同行, 主尋問60分)

立証趣旨

同人は土浦市会議員をしており、長年にわたって同市の水道事業や水道料金の問題に取り組んできた者である。原審において同じく土浦市会議員であり控訴人の一人である柏村忠志証人が証言しているが、その後の土浦市における茨城県水道事業との契約水量と実際の水需要の乖離の状況や、過大な水量の契約により水道料金が高額化し市民の負担を増していること、そのため大口需要者が土浦市水道から撤退していること等にあらわれた本件事業の不合理性について立証する。

3 地すべり関係

坂 卷 幸 雄 (同行, 主尋問90分)

(1) 証人の経歴等

ア 経歴

1956年3月 東京大学理学部地質学科卒業

1956年4月 通商産業省工業技術院地質調査団入所

1983年～ 日本科学者会議調査団のメンバーとして日本海中部地震の被災地調査に参加。以後、各地の地震・津波・噴火・洪水・地盤災害等の調査研究に従事

1993年3月 地質調査所を定年退職

1993年5月 技術士登録

現在 日本科学者会議災害問題研究委員会・委員

イ 著書 「地学事典」(1970年、平凡社、共著)ほか

(2) 立証趣旨等

ア 証人は、技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し登録した技術士であり、科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定された者であり、八ッ場ダムに関する地質調査報告書を精査した上、ダムサイト及び周辺での現場踏査も複数回行っている者である。

国土交通省関東地方整備局は、平成23年11月、「八ッ場ダム建設事

業の検証に係わる検討報告書」(以下、「検討報告書」という)を作成し、その中で八ッ場ダム貯水池周辺の地すべ対策について新たな対策を公表したが、検討報告書の基礎資料である「H22八ッ場ダム周辺地状況業務報告書」(以下、「H22年業務報告書」という)を精査した者である。

同証人によって立証しようとしている対象事項と、その必要性は以下のとおりである。

イ 八ッ場ダム貯水池周辺における地すべりの危険性については、控訴人らも本件訴訟で主張してきたところであるが、マスコミでも度々取り上げられ、地元住民からも不安の声が出されるに及び、国土交通省も重い腰を上げて再検討を行い、新たな対策を公表するに至った。

ウ 国土交通省が発表した新たな地すべ対策は、対象地が従来の3地区から11地区に増加したこと、対策工として「押え盛土工」「頭部排土工」及びその併用を採用したこと、概算工事費も従来の5.8億円から約110億円となり、代替地の地すべ対策費も加えると約150億円に増加していることなどが明かとなっている。

エ このような新たな対策について、概算工事費の大幅な増加を取ってみても従来の対策が極めて不十分なものであったことを示しており、控訴人らの主張の正しさを裏付けるものであるが、なお新たな対策そのものについてもその内容について疑問が存在している。

そこで、国土交通省の発表した「検討報告書」の基礎資料となっている「H22年業務報告書」を検討したところ、数々の疑問点が存在していることが判明したので、証言によってこの点を明らかにする。

第2 検証の申立

検証場所 ①ダムサイト予定地及び二社平 ②吾妻峡、特に鹿飛橋周辺
③中和工場及び品木ダム ④吾妻川及び利根川沿岸

以上